

ところでございます。

顧みますと、平成15年5月14日に1市2町の合併協議会が発足してから、本年7月まで17回におよび協議を重ねて参りました。境町の結果は大変残念ではありましたが、両市町においては、住民の皆様にごできる限り説明し、対等な立場・互譲の精神を貫き、この大事業を成し遂げられました協議会委員の皆様、すべての関係者に改めて感謝申し上げます。

本日の調印をさかいに、10年後、20年後に合併して本当に良かったと、市民の皆様と言われるよう、質の高い行政サービスを行う自治体として、坂東市が発展していくことを願っております。

これから来年3月の新市スタートに向けて、いままで以上に関係者が心を合わせ準備に邁進する決意でありますので、皆様のご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

終わりに、ご参会の皆様のご協力に重ねて感謝申し上げるとともに、ご健康とご多幸をご祈念申し上げます、あいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

## 9 合併関連議案の議決

合併協定調印式を経て、平成17年10月7日には、岩井市議会（平成16年第4回臨時会）と猿島町議会（平成16年第3回臨時会）が同時に開催され、次の合併関連議案5件を上程し、いずれも原案のとおり可決された。

### (1) 廃置分合に関する議会の議決書謄本

議案第61号

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年3月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し、その区域をもって坂東市を設置することを茨城県知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年10月7日提出

岩井市長 石 塚 仁太郎

議案第45号

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年3月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し、その区域をもって坂東市を設置することを茨城県知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年10月7日提出

猿島町長 野 口 正 夫

## (2) 財産処分に関する議会の議決書謄本

議案第62号

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成17年3月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し、その区域をもって坂東市を設置することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、別紙のとおり猿島郡猿島町と協議のうえ定めることについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年10月7日提出

岩井市長 石塚 仁太郎

議案第46号

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成17年3月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し、その区域をもって坂東市を設置することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、別紙のとおり岩井市と協議のうえ定めることについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年10月7日提出

猿島町長 野口 正夫

別紙

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成17年3月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し、その区域をもって坂東市を設置することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

岩井市及び猿島郡猿島町の財産及び債務は、すべて坂東市に帰属させる。

ただし、特定目的基金については、当該事業を推進するための財源として旧市町単位で特例的運用を認めるものとする。

平成16年10月7日

岩井市長 石塚 仁太郎  
猿島町長 野口 正夫

(3) 廃置分合に伴う経過措置に関する議会の議決書謄本

議案第63号

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

平成17年3月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し、その区域をもって坂東市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）による経過措置を、別紙のとおり猿島郡猿島町と協議のうえ定めることについて、同法第7条第4項において準用する同法第6条第8項及び同法第8条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年10月7日提出

岩井市長 石塚 仁太郎

議案第47号

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

平成17年3月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し、その区域をもって坂東市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）による経過措置を、別紙のとおり岩井市と協議のうえ定めることについて、同法第7条第4項において準用する同法第6条第8項及び同法第8条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年10月7日提出

猿島町長 野口 正夫

別紙

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議書

平成17年3月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し、その区域をもって坂東市を設置することに伴う、岩井市及び猿島郡猿島町の議会の議員の在任及び農業委員会の委員の任期等について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）により、下記のとおり定めるものとする。

記

1 議会の議員の在任

岩井市及び猿島郡猿島町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年12月21日まで引き続き坂東市の議会の議員として在任するものとする。

2 農業委員会の委員の任期等

新市に1つの農業委員会を設置するものとし、岩井市及び猿島郡猿島町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き坂東市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

農業委員会等に関する法律第7条の規定による新市の選挙による委員の定数は、18人とするものとする。

新市の選挙の単位は、旧市町の区域に1選挙区を設けることとし、各選挙区において選挙すべき定数は、新市において定めるものとする。

平成16年10月7日

岩井市長 石塚 仁太郎  
猿島町長 野口 正夫

#### (4) 議会の議員の定数に関する議会の議決書謄本

議案第64号

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について

平成17年3月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し、その区域をもって坂東市を設置することに伴う議会の議員の定数について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定により、別紙のとおり猿島郡猿島町と協議のうえ定めることについて、同条第10項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年10月7日提出

岩井市長 石塚 仁太郎

議案第48号

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について

平成17年3月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し、その区域をもって坂東市を設置することに伴う議会の議員の定数について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定により、別紙のとおり岩井市と協議のうえ定めることについて、同条第10項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年10月7日提出

猿島町長 野口 正夫

別紙

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議書

平成17年3月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し、その区域をもって坂東市を設置することに伴う議会の議員の定数について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

坂東市議会の議員の定数は、26人とする。

平成16年10月7日

岩井市長 石塚 仁太郎  
猿島町長 野口 正夫

#### (5) 地域審議会の設置に関する議会の議決書謄本

議案第65号

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について

平成17年3月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し、その区域をもって坂東市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を、別紙のとおり猿島郡猿島町と協議のうえ設置することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年10月7日提出

岩井市長 石塚 仁太郎

議案第49号

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について

平成17年3月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し、その区域をもって坂東市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を、別紙のとおり岩井市と協議のうえ設置することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年10月7日提出

猿島町長 野口 正夫

別紙

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書

平成17年3月22日から岩井市及び猿島町を廃し、その区域をもって坂東市を設置することに伴い岩井市及び猿島町の区域ごとに、それぞれ岩井地域審議会及び猿島地域審議会を設置することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第2項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

## 記

### （設置）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、岩井市及び猿島町の区域であった区域（以下「関係区域」という。）ごとに、それぞれ岩井地域審議会及び猿島地域審議会を置く。

### （所掌事務）

第2条 地域審議会は、関係区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 地域審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

### （組織）

第3条 地域審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるものの中から市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募により選ばれた者

3 前項第2号の委員の人数は、5人以内とする。

### （任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、当該区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

### （会長及び副会長）

第5条 地域審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 地域審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 地域審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 地域審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、審議上必要と認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

### （設置期間）

第7条 地域審議会の設置期間は、合併の日から10年間とする。

### （補則）

第8条 地域審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

平成16年10月7日

岩井市長 石塚 仁太郎  
猿島町長 野口 正夫

## 10 合併協定締結報告・合併申請式

平成16年10月7日、午後1時から、合併協定締結報告並びに合併申請式が、県知事をはじめとする国会議員・県議会議員など多くの来賓の方々、両市町議会議員、分館長、区長など総勢340名の方々ご臨席のもと、盛大に開催された。

はじめに、合併申請式を迎える今日までの経過、合併協定の内容について説明があり、続いて、岩井市長並びに猿島町長より橋本県知事へ合併申請書が手渡され、坂東市誕生に向けた第一歩となる合併申請を行った。その後、岩井市長・猿島町長のあいさつに続き、橋本茨城県知事、山口県議会議員、永岡衆議院議員など来賓の皆様の温かいご祝辞をいただき、合併協定締結報告・合併申請式は滞りなく終了した。

### ○合併協定締結報告・合併申請式次第

日時 平成16年10月7日（木） 午後1時～  
場所 岩井市民音楽ホール

- 1 開 式
- 2 経過報告
- 3 合併申請  
・合併申請  
・記念撮影
- 4 岩井市長あいさつ
- 5 猿島町長あいさつ
- 6 来賓祝辞
- 7 閉 式

### ○橋本茨城県知事あいさつ

本日は岩井市と猿島町の合併協定締結報告、そして申請式典が大変盛大裏に開催されましたことを心からお喜び申し上げる次第でございます。

先ほど合併申請書をお預かりしたわけでございますけれども、ここに至りますまでの石塚市長、野口町長を初め、議会の皆様方、合併協の皆様方、さらには関係住民の皆様方のご苦勞に心から敬意を表しますとともに、山口会長を初め、それをしっかりと指導し支えてくださった皆様方にお礼を申し上げたいと存じます。

先ほど来お話ございましたように、境町が途中でということ、私どもも何とか3つでいろいろな応援をさせていただいたところでございますけれども、結果的にはああいう状況になってしまいました。しかし、例えば鹿島郡ですと、波崎町というのは3万7、8千の人口があります。そして財政力指数も0.9ぐらいあるんですね。それが神栖市の名前がいいからということ、合併を申し入れております。これは町長さんがやはり地域の将来というものを考えた場合に、今やっつけていかないと、より輝くためにはどうすればいいかという大きな視点から決断をされて合併が進められているわけございまして、今どれだけ借金を抱えているかとか、あるいは財政力指数

が弱いとか、そういった目先のことではなくて、この地域をどうやれば地域の住民がさらに喜んで、そして未来に希望を持って歩んでいけるかというような地域にしていくことが一番大切なのであると思っています。そういった点で大変なご苦労があったことと思いますけれども、お二人の首長さんを初めとする皆さん方の揺るぎない託身というものに心から敬意を表したいと存じます。

私は野口さんを前から知っておりますけれども、まだ1期目、それでやめなくちゃいかんということであっても、やはり地域をよくするためには、絶対私はこの3つでできなくても2つで合併するんだ、私は動きませんということは何度も言うておられました。大変感心をしておったところでございますけれども、そういう皆さん方の熱い思いというものをこれからどうしてもこの市の発展に生かしていかなければいけないんだろうと思っています。

先般、山口会長は名誉市民になられたわけでございますけれども、これまでいろいろと自然博物館とか、あるいは岩井幸田工業団地とか、幸田地域は発展をしております。しかし今、さらに大きく変革する時期を間もなく迎えようとしているわけでございます。それはつくばエクスプレスであり、あるいは圏央道であり、354でありという形でさまざまな大きな事業が行われていきます。それにあわせて、先ほど拝見しておりましたら、新市の建設計画の中でも道路網の整備ということをしつかりやっいていこうという方向が打ち出されておりましたが、私は今の時期にどう頑張るかということによって、これからの地域の動向というものは大きく変わってきてしまうのではないかなと思っています。

人口は2006年をピークにして減少が始まります。本市の場合、5万8,000人から10年後に7万人という絵をかいておられますけれども、こういう形に持っていくには、本当に皆さん方が一生懸命自分の地域をよくするために頑張っていかなければなかなか難しいんだろうと思いますし、ほとんどの地域はこういった絵がかけない状況でございます。そういう中で、こういう絵がかけるといふことは、ある意味では恵まれているという状況にもあるわけでございますし、日本一の野菜の産地としても大変な役割を果たしておるわけでございますし、今後いろいろと1市1町が合併したことによって大変メリットが出てきたと言われるように、皆さん方の大いなるご活躍というものを期待申し上げたいと思います。そして、これだけ困難の中で発足するこの新しい坂東市であります。県といたしましても、ぜひともその成功のためにできるだけのことをやっいてまいりたいと思います。

合併が最終段階を迎えてまいりますと、どうしてもこの合併によって自分が直接損をするか得をするかといったような地域のエゴ、個人のエゴも出がちであります。そういう中でそれを押し切っってしつかりと、そういう迷いを吹っ切っって合併に持っていかれたということにつつまして最大の敬意を表しますとともに、先ほど申し上げましたように、県を挙げて、一緒になって地域の発展に尽力してまいりたいと思っておるところでございます。

3月22日の新市の発足に向けてこれからいろいろな事務が円滑に進みますこと、そしてその後の新市の発展というものを心からご祈念申し上げまして、お祝いのあいさつとさせていただきます。

本日はまことにおめでとうございます。

#### ○山口茨城県議会議員あいさつ

きょうは坂東市の経過の報告、さらには市として発足するための申請書を茨城県知事をお願いしたと。さらに県としてはそれを総務省の方に出しまして、その結果をことしの12月の県議会で議決をして来年の3月に発足すると、こういう段取りになります。

これまで17回ですか、法定協議会、大変皆さんご苦労さまでした。いろいろとトラブル、アクシデントがあったわけでございますが、それを乗り越えて、何としても地域住民のために合併が必要なんだと、これからの地域はこうしていかななくちゃならん、地域経済はこのようにして発展していくんだという高い理想を掲げて執行部に協力して今日の日を迎えたということでございますし、心から皆さんにお礼を申し上げ、お祝い申し上げる次第でございます。

議員の皆さん、あるいは市長、町長さん、大変ご苦労さまでした。なお、県の方からもそれぞれ



皆さんにアドバイスをしながら、何が何でも合併が成功するようにと、こういうわけでいろいろと協議があったと思います。県としてもただいま建設計画などの報告もございましたが、10年間で普通建設事業を300億やるわけですね。年間にして約30億ですが、これは大変な仕事です。絵にかいたもちにならないように、これは国の方もさることながら、県も自治体としてこの坂東市と相提携して地域の普通建設事業を遂行させる、完成させるということが大きな任務でもございます。

また建設計画に書いてあることを読みますと、茨城県もこれから新しい計画をつくるわけですが、それにマッチしたようにしなければならないと思っております。そういうことで、県の方でも合併に伴う新しい計画づくりのための特別委員会をつくりまして、合併に対していろいろと各部からの意見を徴収しながら、あるいはまた議員おのおの意見なども出していただきまして、茨城県の今後の方向を市町村と県が一体となって進めようというわけで、委員会としても行っておるし、さらにまた新計画をつくるための特別委員会も先般の議会で議決をいたしました。そういうことで、茨城県はご案内のように47都道府県の中では十二、三番目のランクにあるわけでございますので、さらにこれを追い抜いて1けたにしよう、という意気込みでございます。そういった面には、合併によって市町村がよくなる限りは結果はよくなりません。やっぱり茨城県の基盤づくりは市町村の合併であり、さらに市町村が合併に対する目標を実現していくことが大事なわけでございますから、そういう意味において今後とも努力していきたいと、こう思っております。

私は非常に合併に縁がございまして、昭和30年に合併が行われました。それからすくすく育ってほうふつしてきたわけですが、岩井は1町7村が合併したんです。私は当時村役場の収入役をやっております、合併後の財政計画をどうするんだということで、皆さんが集まった中で、村会議員が当時18名ぐらいおったわけです。岩井町は20人ぐらい。大体百七、八十人おったんですよ、これが結局四、五十人になったんです、村会議員と町会議員で。その中で私が収入役を代表して財政計画を報告したんです。今後はこういうふうになるんだと、あるいはこういうふうな資本でやるんだと。そんなことで私は非常に合併に縁がございまして。そういう点からいってみれば一番先に合併したのは明治22年ですから、それで初めて地方自治体としての町村制、府県制ということで、これが一緒になったのが地方自治法です。そういうことでございまして、その当時の憲法を欽定憲法と言いましたが、それからずっときて、初めて昭和30年になって合併が行われた。そしてさらに終戦のどさくさの中から、敗戦の中から今日の日本が再生されたということで、非常に合併の意義が私は大きかったと思うんです。

ところで、現在の経営情勢あるいは世界情勢を見ましても大変な状況です。そういうことで、私はまず日本がさらに合併の推進によって、世界192カ国の中でリーダーシップをとって整々として、世界の冠たる日本にしていくというための基盤づくりだと思っております、これからも我々地方自治体、要するに地方自治の進展なくして国の発展はないわけですから、そういうことで地方分権等が成功して地方分権法ができたというわけでございますので、この分権をねらってこれをぜひ成功させるということは自治体の仕事でございますから、そこには専門職も来るだろうし、あるいはおのおのの目標とする地域づくりが行われると、こういうわけでございますので、合併によって国がよくなり茨城県がよくなるというわけでございますので、是が非でも今後とも皆さんと一緒に大いに頑張っていきたいと、こう思っておりますのでよろしく申し上げます。

きょうの申請式の報告並びに合併の結果の報告ということで、大変おめでとうございまして。今後とも皆さんのご協力、ご健闘をお願いいたします。きょうはおめでとうございました。

#### ○永岡衆議院議員あいさつ

皆様こんにちは。ただいまご紹介いただきました衆議院議員の永岡洋治でございます。

本日は地元岩井市、そして猿島町の合併に向けての報告会と申請式が厳粛なうちに、盛大に行われましたことをまずもって心からお喜びを申し上げる次第でございます。この合併に至るまでの紆余曲折、いろいろな困難な事態があったと思いますが、石塚岩井市長さん、そしてまた野口猿島町

長さんを初めといたしまして、合併協議会の委員の方々、そしてきょうご臨席の岩井市、猿島町の市議会、町議会議員の方々、そしてまた関係市民の方々のまさしく英断によりまして、本日申請が滞りなく行われましたことを本当に心から感謝をし、お喜び申し上げる次第でございます。

今、国の方では小泉第二次内閣が発足いたしましたして、次の政治行政改革に向けまして力強く踏み出しておるところでございますが、その中で大きな問題が幾つかございますけれども、いわゆる官から民へという流れ、これは道路公団の民営化問題、あるいは郵政事業の問題、いろいろあります。そしてもう1つは、中央から地方へと、地方にできることは地方に任せようではないか、私はこれを地方分権あるいは地方主権の時代と言っておりますけれども、この流れが大きく出てきております。

戦後60年を経まして、大きな経済社会変革期を迎えておりまして、地方分権化というのは一つの大きな流れであると考えております。そしてきょうは橋本知事さんを初めといたしまして、山口先生、地方政治に精通されている方々がたくさんご臨席でございますけれども、地方分権を進めるために今2つの大きな課題があります。1つは、まさしくこの市町村の合併問題であります。もう1つは、税源を地方に移譲しようという三位一体という改革を今行っております。いわば政府の補助金負担金、そして地方交付税を縮減・合理化をいたしまして、地方独自の財源を地方に持たせる、そして独自の地方振興方策をその財源をもってやっていくんだと、こういう方向に来ております。その中で、市町村の合併というのは2つの意味で大変私は重要であると考えておりまして、この時期、平成の大合併と言われておりますけれども、本当に勇断をもって岩井市長さん、そして猿島町長さんが今日を迎えたことはすばらしいことだと考えておる次第でございます。

2つのことというのはどういうことかといいますと、これから国のあり方が、国と基礎的自治体と2つに分かれて行財政が進められていく。その基礎的自治体というのがまさしく市町村でございますして、この合併を進めて地方の受け皿をつくらないと幾ら地方自治と叫んでみてもうまくいかない。せめて10万、そのぐらいの都市をつくっていかうではないか。先ほど山口先生のお話もございましたが、明治22年の合併、そして昭和28年から始まりました昭和の大合併、そして今回の合併と国の姿が大きく変わってまいりますけれども、それは地方の受け皿をきちんとつくっていく、そういうことでやってきているわけでありまして。

もう1つが非常に重要なことございまして、今回の合併は何のためにやるのか。この合併はもちろん地方自治体の首長さんのためにやるわけでもありませんし、議会の議員さんのためにやるわけでもありません。少子高齢化という子供さんの数が減ってお年寄りの数がふえていく、こういった大きな人口構成の変化がある中で、住民の税、保険料の負担というものをできるだけ抑えていく、そして行財政の合理化を進めていくためには、どうしてもこれは住民のために市町村の合併を進めていかなければならない、こういう必然性があるわけでありまして。確かに歴史もこれまでの仕事のやり方も違う市町村が一緒になっていくというのは大変なことでありますけれども、住民の立場からいたしますとこれは避けて通れない1つの大きな通過点であろうと思っております。その事柄に対して、これを政治問題化する、あるいは不正確な情報を流してこれを阻止しようとするというのは、これはまことにもって時代の流れ、あるいは地域住民の福祉向上のために反する行為だと私は思います。非常に迅速に今回の合併がいろいろな障害を乗り越えながらも行われたことにつきまして、本当に改めて関係者の方々に敬意を表する次第でございます。

新しく来年3月に発足いたします坂東市、今の建設計画をいろいろ説明をいただきますと、まことに夢と希望にあふれた新しい坂東市が生まれるということが手にとるようにわかるわけでありましてけれども、これに乗り遅れた市町村については大変難しい行財政の状況になっていく、将来の展望も何も描けない。これから圏央道の建設を促進し、354バイパスを早期完成させ、そして将来的にはこの岩井市にも鉄道を敷こうじゃないか、こういう議論もあるわけございまして、夢を現実のものにしていくためにも今回の1市1町の合併はすばらしいスタートラインとなるものと信じているところでございます。

私も国政の立場からできることは、この坂東市の発展に向けまして一生懸命バックアップしていく所存でございますので、ぜひとも本日お集まりの皆様方とともに、来年生まれ出る坂東市が将来

に向けて輝かしい一步を踏み出せるように、それまでの間バックアップをし、そしてその後すばらしい町づくりができますことを心からご期待申し上げまして、簡単でございますが、本日の祝辞と  
かえる次第でございます。

本日はまことにおめでとうございました。

#### ○半村茨城県議会議員あいさつ

ただいまご紹介いただきました県議会議員の半村でございます。

きょうは岩井・猿島の1市1町の合併の報告並びに申請式が盛大に厳粛に開催されまして、心からお祝い申し上げます。

約3年半、研究会を含めていろんな形の中で合併の問題に取り組んでまいった両町の皆さん方に重ねて感謝を申し上げながら、岩井・猿島・境で合併しよう、3つの町で合併しよう、こういう運動を展開しながら17回の合併協議会を開催してまいったと。その中で坂東市と名前が決まり、あるいはまた調印式も決まり、その後境町が住民投票を実施するんだと、こういうふうになりました。そのために両町の皆さん方に大変ご迷惑をしながら、境町の決断のなさ、そして境町が離脱した後、岩井と猿島の力強い決断のもとに1市1町で合併しようと、そのために本日を迎えた、改めて両町の皆さん方に感謝を申し上げる次第でございます。

来年の3月22日、坂東市が発足するわけでございますが、どうぞ胸を張って堂々と、坂東市の発足とともに両町が発展しますように心からお願い申し上げまして、本日のごあいさつにかえます。

おめでとうございました。

#### ○森田茨城県議会議員あいさつ

ご紹介いただきました県議会議員の森田悦男でございます。

まずは本日の申請式、まことにおめでとうございました。心からお喜びとお祝いを申し上げます。これまでに至るまでご尽力いただきました両市の首長さんを初めとする多くの関係者の皆様方のご労苦に対しまして、心から敬意を表するものでございます。

実は、境町の件もあったものですから、若干心配をしておりました。そんな中で、見事にきょう結ばれまして心から喜んでおります。というのも、この岩井市・猿島町の合併の意義、すこぶる大きなものがあると思います。実は旧猿島郡の中でもトップを切って結ばれるわけでございまして、実は私は三和町でございます。現在三和町は古河市、そして総和町とともに合併の協議をしておりますけれども、一抹の不安があるわけでございます。というのも、古河市及び総和町において住民投票の条例がございまして。そんな中で、最後までうまくいけばいいなと考えているものでございます。そういう立場からしまして、本日の締結式、申請式は何にもまさる心強いものでございます。弾みがつくと思います。ぜひ古河市、総和町、三和町においても成功したいと、頑張っていきたいと思っております。

これを機に本地域がますます大きく発展しますように心からご祈念申し上げまして、お祝いの言葉にかえさせてもらいます。終わります。

#### ○岩井市長あいさつ

本日ここに、国会議員並びに県議会議員の皆様をはじめ、多くのご来賓の皆様のご臨席のもと、野口猿島町長さんと手を携えて、橋本茨城県知事に合併申請を行うことが出来ましたことは、誠に感無量でございます。

このように、晴れやかに合併申請式を迎えることが出来たのも、野口猿島町長、並びに野本委員、稲毛田委員をはじめとする19名の合併協議会委員の皆様、さらには、岩井市議会並びに猿島町議会の議員の皆様、格別の御協力・御尽力の賜物であります。また、さらに本日ご列席を賜っております岩井市並びに猿島町の分館長と区長の皆様を始めとする住民の皆様への合併推進に向けましての深いご理解と力強いご支援のお陰でございます。ここに、心から感謝を申し上げますとともに、皆様と共に、この喜びをわかち合いたいと思います。

また、当地域の合併協議に並々ならぬご支援・ご配慮を賜りました橋本茨城県知事をはじめ、国会議員の皆様、茨城県議会議員の皆様、茨城県職員の皆様へ篤く感謝申し上げます次第であります。

昨年5月以来、私どもが開催した合併協議会は、1市2町での協議会を含め20回に上ります。さらに、名称検討のための小委員会が7回、首長と議長をメンバーとする六者協議も10回を数え、これらの協議の節目におきましては、必ず両市町の議会特別委員会が開かれてきたところであります。

この間の合併協議は、必ずしも平坦な道ばかりではありませんでした。しかし、当地域の未来を見据え、合併実現に向けての確固たる信念、小異は残しつつも大同につくという理念と相互の信頼関係、互譲の精神で、猿島町長さんと手を取り合って、真剣に協議を進め、困難な状況を乗り越えて来た訳でございます。

振り返りまして、市町村合併は、政治家が身を賭して取り組むべき一大事業であるとしみじみと思うところであります。

ここに改めて野口猿島町長さんのご決断と揺るぎない信念に敬意を表したいと存じます。

さらに、岩井市議会と猿島町議会の議員の皆様には、幾度となく訪れた難局にあっても、高ぶる感情を抑えつつ、忍耐強く、そして、思慮深く、合併実現への道筋を見定め、住民の先頭に立ち合併推進をリードしてくださいましたことに、心からお礼を申し上げます。

また、私どもが、様々な困難を乗り越え、今日という日を迎えることができたのは、地元の山口武平先生が、経験豊かな助言と温かい励ましにより支えてくださいましたからに他なりません。衷心より感謝申し上げます次第であります。

また、当地域の動向を常に心配下された橋本知事におかれましては、私どもの方針を全面的にご理解いただき、力強くバックアップ下さいました。ここに、深く深く感謝申し上げますと存じます。

さて、岩井市と猿島町は、これまで、平将門、逆井城跡、猿島茶、県立自然博物館など、それぞれ内外に誇る歴史や文化を守りながら、水と緑に包まれた豊かな自然環境を有する田園都市として、特色あるまちづくりを進めてまいりました。また、隣接する自治体として、互いに協力しあい、交流しながら、発展してきたところでございます。

来年3月22日に誕生する坂東市は、このような両市町の歴史、文化、自然を大切に守りつつ、「坂東市建設計画」を着実に推進し、一層の飛躍を図ろうとしているところであります。

私は、新市が合併効果を遺憾なく発揮し、首都圏中央連絡自動車道の整備やつくばエクスプレスの開通、合併特例債や茨城県の支援制度を活用した国道354号バイパス等の整備による広域交通体系の構築により、「人、もの、情報の一大交流拠点を形成し」、「全国有数の生鮮野菜供給基地としての地位を確立する」といった目標を必ずや達成し、坂東市の名にふさわしい、関東地方を代表するような雄大で力強い都市として発展していくことを、心から願うものであります。

結びになりますが、今後は、野口猿島町長、岩井市議会、猿島町議会と、これまで以上に連携し、協力し合いながら、来年3月の坂東市の誕生に向けまして万全を期してまいりたいと存じます。

ご列席の来賓の皆様並びに岩井市民、猿島町民の皆様におかれましても、「人と自然がおりなす活力・安心・協働に満ちた坂東市」の実現に向けまして、今後とも、どうか一層の御指導・御鞭撻を賜りますよう、心から御願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

## ○猿島町長あいさつ

岩井市・猿島町の合併協定締結報告・合併申請式に際しまして、猿島町を代表して、一言ごあい

さつを申し上げます。

本日は、公私ともにお忙しい中、橋本昌茨城県知事をはじめ、地元選出の国会議員の皆様、県会議員の皆様など、多数のご来賓の皆様方をお迎えして、また、岩井市・猿島町の議会議員の皆様方、区長の皆様のご出席を賜り、合併協議会委員の皆様のお立ち会いのもと、橋本知事様に合併申請できましたことは、誠に喜びにたえない次第であり、ここに厚くお礼申し上げます。

私は、平成13年3月に町長就任以来、住民サービスの向上と地域発展のため、まちづくりに邁進してまいりました。しかし、広域的なまちづくり、地方分権に対応した体制の整備、財政基盤の強化など15,000人の自治体が自ら解決できることに限りがあることも実感いたしました。

さらに、国、地方を通じて厳しさを増す財政状況、急速に進む少子高齢化など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化する中、地方分権により自己決定・自己責任が求められる行財政改革が推進されており、町として合併は避けて通れないという思いから、様々な特例や財政支援を活用してまちづくりを行うことが大切と考え、特例法期限内の合併実現を推進してまいりました。

岩井市・猿島町・境町の1市2町の合併協議会を昨年5月に設置し、17回の協議会と首長・議長の6者協議を十数回開催し、真剣に協議を重ねてまいりました。さらに、今年の8月には、境町の状況変化を受け、岩井市・猿島町の1市1町で法定協議会を設置し、平行して協議を進めてまいりました。

境町の結果は、大変残念でありましたが、岩井市と猿島町においては、協議会委員の皆様をはじめ、議会議員の皆様、そして合併協議会に携わったすべての皆様が、合併の実現に向けて確固たる信念と対等・互譲の精神を貫き、この大事業を成し遂げられましたことに対し、衷心より敬意と感謝を申し上げるものであります。

また、遅くなりましたが本日午前中の臨時議会において、合併関係議案をすべて議決いただきましたこと、両市町議会の皆様に改めてお礼申し上げます。

本日の合併申請で一連の手続きを終えることとなり、今後、県議会の審議、国の告示を経て、来年3月には坂東市が誕生することとなります。この合併は、住民のための合併であることを肝に銘じるとともに、私たちは、この地域のまちづくりに重い責任を共有していく決断をしたわけですので、皆様の更なるご支援・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

そして、新市においては合併協定書および坂東市建設計画に基づく各種事業を誠実に実行し、新市の目指す将来像であります「人と自然がおりなす 活力・安心・協働に満ちた坂東市」の建設に全力を傾け、発展していくことを確信しております。

県におかれましては、これまでの私どもの取り組みに対し、知事さんをはじめ関係各位に多大のご支援をいただきましたことに深く感謝申し上げますとともに、今後も引き続きご指導、ご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後になりますが、協議会委員の皆様、両市町の議会議員の皆様、区長様をはじめとする住民の皆様には厚くお礼申し上げますとともに、膨大な事務調整作業を続けております両市町の職員と協議会事務局の努力に対する労をねぎらひまして、ご挨拶といたします。

ありがとうございました。

## (1) 申請書の提出

岩企企発第85号  
猿企発第328号  
平成16年10月7日

茨城県知事 橋本 昌 様

岩井市長 石 塚 仁太郎  
猿島町長 野 口 正 夫

## 岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年3月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し、その区域をもって「坂東市」を設置することとしたので、関係書類を添えて申請します。

### 記

- 1 廃置分合について
  - (1) 廃置分合の期日
  - (2) 合併の方式
  - (3) 新市の名称
  - (4) 新市の事務所の位置
  - (5) 廃置分合を必要とした理由
- 2 廃置分合に至る経緯の概要
- 3 関係市町の議会の議決書
  - (1) 廃置分合に関する議会の議決書謄本
  - (2) 財産処分に関する議会の議決書謄本
  - (3) 経過措置に関する議会の議決書謄本
  - (4) 議会の議員の定数に関する議会の議決書謄本
  - (5) 地域審議会の設置に関する議会の議決書謄本
- 4 関係市町の議会の会議録の写し
- 5 協議書の写し
  - (1) 財産処分に関する協議書の写し
  - (2) 経過措置に関する協議書の告示の写し
  - (3) 議会の議員の定数に関する協議書の告示の写し
  - (4) 地域審議会の設置に関する協議書の告示の写し
- 6 合併協定書
- 7 坂東市建設計画
- 8 関係市町の現況表
- 9 市となるための要件を証する資料
- 10 その他関係資料

## (2) 知事の処分決定

第159号議案

### 市町の廃置分合について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年3月22日から、岩井市及び猿島郡猿島町を廃し、それらの区域をもって坂東市を置くものとする。

平成16年12月1日提出

茨城県知事 橋 本 昌

平成16年12月16日 原案可決  
上記のとおり議決したことを証明する  
平成17年1月5日  
茨城県議会議長 海野透

広行第195号  
平成16年12月21日

岩井市長 石塚仁太郎 殿  
猿島町長 野口正夫 殿

茨城県知事 橋本昌

岩井市及び猿島郡猿島町を廃し、坂東市を置く処分について（通知）

平成16年10月7日付けで申請のあったこのことについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定に基づき、別添決定書のとおり処分し、その旨を総務大臣に届け出たので通知します。

#### 決定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年3月22日から、岩井市及び猿島郡猿島町を廃し、それらの区域をもって坂東市を置く。

平成16年12月21日

茨城県知事 橋本昌

### (3) 廃置分合に係る総務省告示

総務省告示  
平成16年1月20日

○総務省告示第70号

#### 市町の廃置分合

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、岩井市及び猿島郡猿島町を廃し、その区域をもって坂東市を設置する旨、茨城県知事から届出があったので、同条第6項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成17年3月22日からその効力を生ずるものとする。

平成17年1月20日

総務大臣 麻 生 太 郎